

静岡県交通基盤部等優良建設工事表彰要領

（目的）

第1条 この要領は、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図るため、静岡県交通基盤部及び経済産業部が所管する建設工事において卓越した技術等に基づき、優れた成績を修めた工事又は技術者を表彰する。

（表彰の対象）

第2条 表彰対象工事は、前年度完成した交通基盤部及び経済産業部発注工事（営繕工事及び公営住宅工事を除く。経済産業部にあっては、農林事務所の発注する河川砂防局、農地局及び森林・林業局の工事とする。）で、「静岡県建設工事成績評定要領」によって評定され、優れた成績を修めた工事又は技術者とする。ただし、低入札工事は対象外とする。

（表彰区分及び部門）

第3条 表彰区分は次のとおりとする。

- （1）知事表彰：知事が表彰する。
- （2）部長表彰：交通基盤部長及び経済産業部農林水産統括部長（以下、「部長」という。）が表彰する。
- （3）所長表彰：交通基盤部・経済産業部出先事務所（局）長（以下、「所長」という。）が表彰する。

2 前項の（2）及び（3）の表彰部門は次のとおりとする。

- （1）優良工事 工事成績が優秀で他の模範となる工事
- （2）優良技術者 工事成績が優秀で他の模範となる技術者
- （3）安全工事 工事成績が優秀で特に安全管理に優れ他の模範となる工事
- （4）地域貢献 工事成績が優秀で特に地域貢献等で顕著な功績をあげた工事
- （5）ICT 優良工事 工事成績が優秀で特に ICT を活用し顕著な成果を収め、他の模範となる工事
- （6）働き方改革工事 工事成績が優秀で特に働き方改革に顕著な成果を収め、他の模範となる工事
- （7）災害復旧 工事成績が優秀で他の模範となる災害復旧工事
- （8）優良小規模工事 工事成績が優秀で他の模範となる小規模工事
- （9）維持管理業務 業務成績が優秀で他の模範となる業務

（表彰の方法）

第4条 部長及び所長が、被表彰者に表彰状を授与する。なお、知事及び部長表彰式は、「静岡県優良建設工事表彰式」とする。

（選考委員会）

第5条 表彰する工事又は技術者を選考するにあたり、交通基盤部内に交通基盤部優良建設工事表彰選考委員会（以下「交通基盤部委員会」という。）、経済産業部内に経済産業部優良建設工事表彰選考委員会（以下「経済産業部委員会」という。）及び交通基盤部・経済産業部出先事務所（局）内に事務所（局）優良建設工事表彰選考委員会（以下「事務所委員会」という。）を設置する。

（被表彰候補者の推薦）

第6条 所長は、事務所委員会の審議を経た上で、当該管内において特に優秀な成績を修めた工事又は技術者を交通基盤部委員会又は経済産業部委員会に推薦する。

（被表彰者の決定及び通知）

第7条 交通基盤部委員会及び経済産業部委員会は、前条により推薦された知事及び部長表彰の被表彰候補者について審議し、被表彰者を決定する。また、事務所委員会は、所長表彰の被表彰候補者について審議し、被表彰者を決定する。

部長は、知事及び部長表彰の決定を被表彰者及び所長へ通知し、所長は、所長表彰の決定を被表彰者へ通知するとともに、部長へ報告する。

（表彰の取り消し）

第8条 交通基盤部委員会及び経済産業部委員会は、被表彰者がこの要領による表彰を受けた工事に関し、後日、重大な契約不適合が明らかになったとき、又はその他表彰にふさわしくない行為が明らかになったとき、当該表彰を取り消すことができる。

（委員会の事務）

第9条 交通基盤部委員会の事務は工事検査課、経済産業部委員会の事務は農地整備課において行う。

（その他）

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

- 1 この要領は、平成20年5月28日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年5月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成29年5月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成30年3月30日から施行する。
- 6 この改正は、平成30年6月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和3年8月16日から施行する。
- 10 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、令和5年9月1日から施行する。

- 12 この改正は、令和 6 年 1 月 23 日から施行する。
- 13 この改正は、令和 6 年 7 月 23 日から施行する。
- 14 この改正は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。